

令和6年(2024年)4月1日  
札幌市保健福祉局介護保険課

## 居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合の留意点

1. 居宅介護支援事業所が介護予防支援(要支援利用者へのケアマネジメント)を行うためには、**新たに「介護予防支援事業所」として札幌市の指定を受ける必要**があります。札幌市での介護予防支援の新規指定については、以下の札幌市公式HPをご確認ください。

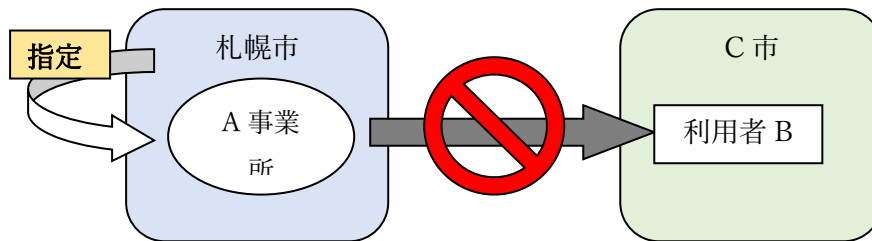
居宅介護支援事業所が行う介護予防支援の指定申請

[https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/kaigoyobousien\\_kyotakukaigosien.html](https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/kaigoyobousien_kyotakukaigosien.html)

2. 介護予防支援事業所の指定を受けた場合であっても、「介護予防ケアマネジメント」を行うことはできないため、ご注意ください。  
※利用者が総合事業のサービス(訪問型や通所型等)のみを利用する場合は、「介護予防支援」ではなく、「介護予防ケアマネジメント」となります。
3. 他の自治体が保険者となっている利用者(住所地特例の対象者を除く)に対して介護予防支援を行う場合は、保険者となっている自治体の指定を受ける必要があります。指定を受ける方法等については、各自治体にお問い合わせください。
4. 住所地特例(※)の対象となっている利用者に対しては、施設所在地が札幌市内の場合は、保険者が他の自治体であっても、札幌市の指定を受けることで、他の自治体の指定を受けることなく、介護予防支援を行うことができます。  
※札幌市外から札幌市内の住所地特例対象施設に入居し、住民票を移した場合に、移す前の自治体が引き続き保険者となる制度。住民票を移していない場合は住所地特例の対象となりません。
5. **居宅介護支援と介護予防支援では、様式や基準等が異なるため、必ず、指定介護予防支援の基準をご確認ください。**

例 1

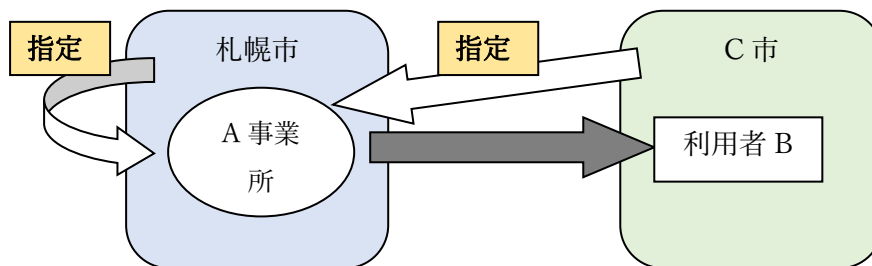
- A 事業所は、札幌市からのみ介護予防支援事業所としての指定を受けている
- 利用者 B (要支援 1) は他の自治体に住民票がある場合



利用者 B に対して、介護予防支援を行えません。

例 2

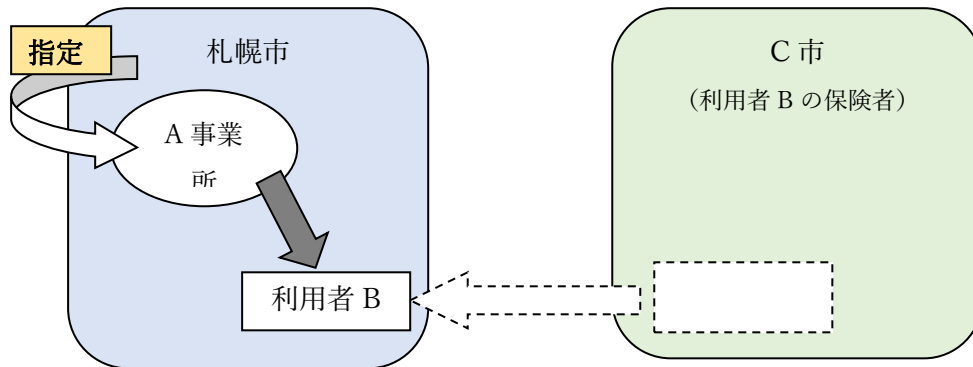
- A 事業所は札幌市と C 市の両方から介護予防支援事業所としての指定を受けている場合
- 利用者 B (要支援 1) は他の自治体に住民票がある場合



利用者 B に対して、介護予防支援を行うことができます。

例 3

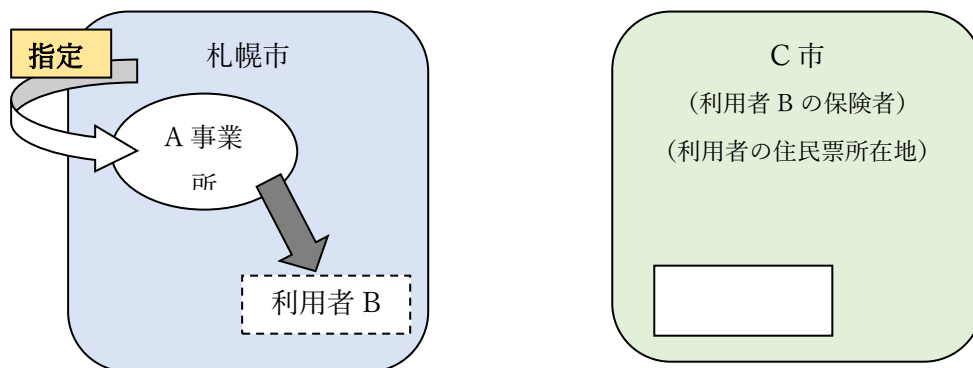
- A 事業所は、札幌市からのみ介護予防支援事業所としての指定を受けている
- 利用者 B（要支援 1）は C 市から札幌市の有料老人ホームに入居
- 利用者 B は住民票を札幌市に移しており、住所地特例の対象となっている



利用者 B に対して、介護予防支援を行うことができます。  
※住所地特例の対象者として請求を行うこと。

例 4

- A 事業所は、札幌市からのみ介護予防支援事業所としての指定を受けている
- 利用者 B（要支援 1）は C 市から札幌市の有料老人ホームに入居
- 利用者 B は住民票を移していない（住所地特例の対象とならない）



利用者 B に対して、介護予防支援を行えません。